

# 環 境 水 道 委 員 会 記 録 (N o . 2 4)

1 日 時 令和6年5月22日(水)  
午前10時00分 開会  
午前11時01分 閉会

2 場 所 第5委員会室

## 3 出席委員(8人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	井 上 秀 作
委 員	本 田 忠 弘	委 員	森 本 由 美
委 員	出 口 成 信	委 員	松 尾 和 也

## 4 欠席委員(1人)

委 員 田 仲 常 郎

## 5 出席説明員

環 境 局 長	兼 尾 明 利	総務政策部長	岩 佐 健 史
総 務 課 長	山 根 英 明	環境学習課長	有 田 雄 一
グリーン成長推進部長	園 順 一	再生可能エネルギー導入推進課長	村 上 慈
環境監視部長	江 藤 優 子	環境監視課長	松 岡 靖 史
循環社会推進部長	檜 木 野 裕	循環社会推進課長	稲 田 佳 代 子

外 関係職員

## 6 事務局職員

委 員 係 長 伊 藤 大 志 書 記 岩 瀬 美 咲

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	SDGs未来都市にふさわしい環境政策の推進について	環境局から別添資料のとおり説明を受けた。

## 8 会議の経過

### ○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、所管事務の調査を行います。

SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進についてを議題とします。

本日は、北九州市環境基本計画の改定について、北九州市生物多様性戦略の改定について、北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて及び気候変動適応法の改正に伴う北九州市の対応について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。総務課長。

### ○総務課長 それでは、北九州市環境基本計画の改定について御説明させていただきます。

前回、今年の3月7日の環境水道委員会におきまして北九州市環境基本計画の素案をお示しさせていただいておりました。その後、いただいた御意見を踏まえまして素案に修正を加え、パブリックコメントにかける北九州市環境基本計画（改定案）を、4月22日に開催した北九州市環境審議会で御審議いただきました。その審議会でもいただいた意見等を加えまして、本日配付させていただいております北九州市環境基本計画（改定案）パブリックコメント用を作成いたしました。本日は、前回からの修正箇所を中心に御説明させていただきます。なお、今後、本日の環境水道委員会でいただいた御意見を踏まえまして、5月27日からパブリックコメントを実施する予定としております。

それでは、説明に入らせていただきます。お配りの資料を御覧ください。

まず、全体の構成ですが、審議会におきまして全体の構成が分かりにくいとの御指摘をいただいておりますので、全体の流れといいますか、立てつけを少し整理したところでございます。

続きまして、個別の修正の主なものを御説明いたします。3ページを御覧ください。

計画の位置づけですが、環境審議会の中で、計画が消費者としての市民に偏っているのではないかと御指摘をいただきましたので、(4)に計画の対象となる者を設け、この計画が消費者としての市民のみならず、事業者、NPO、学校、行政などあらゆる主体が対象となることを明記しました。

次に、4ページを御覧ください。

これまでの環境基本計画では、基本理念と基本理念を実現するための3つの柱を分けて書いておりましたが、本市が環境政策を進める上においてともに最上位の概念であることから、ここをまとめて掲載いたしました。さらに、今年3月に北九州市基本構想が策定されました。これまでの基本理念は揺るぎのないものですが、加えて、基本構想に掲げる本市が目指す都市像、つながりと情熱と技術で一步先の価値観を体現するグローバル挑戦都市・北九州を目指すことを入れ込むことにより、環境基本計画と市の基本構想の一体感を示しました。また、SDGsとの関連を少し追記するとともに、市の基本構想の目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略、稼げるまち、彩りあるまち、安らぐまちの実現を加

え、ここでも環境基本計画と市の基本構想との一体感を示しました。

5 ページを御覧ください。

3の本計画の特徴に、基本構想で掲げる、まちの成長と市民の幸福の好循環を最初に示しました。また、国の基本計画にも掲げられておりますウエルビーイングについても取り入れてはどうかとの意見をいただいておりますので、加えております。さらに、政策目標との関連が分かりにくいとの御指摘もいただいておりますので、後述の政策目標との関連を追記しております。

6 ページを御覧ください。

市民の力でまちの環境力を高めるにつきましても、政策目標とのつながりが分かりにくいとの御指摘がありましたので、タイトルを政策目標を下支えする取組とし、サブタイトルとして市民の力でまちの環境力を高めると表現しました。また、最初の説明文に、あらゆる主体が自らの取組でまちの環境力を高め、世界の環境首都を目指すことを明示しました。基本施策につきましても、いただいた意見を参考に整理しております。

次に、7 ページを御覧ください。

環境審議会の中で、洋上風力発電の記述をもう少し増やしたほうがよいとの御意見をいただいておりますので、政策目標Ⅰ、脱炭素社会の実現の中に洋上風力発電の記述を追記しました。なお、4つの政策目標を市民の力でまちの環境力を高めることによって下支えするといったイメージ図を加えております。

8 ページを御覧ください。

政策目標のⅠでは、CO<sub>2</sub>削減の指標について、世界の動きや国の目標見直しの動向を注視していくことを12ページの脚注に記載しました。

次の9ページの政策目標Ⅱについては、指標の修正と、2、基本施策の(3)の表現を少し分かりやすい表現に修正しました。

次に、10ページを御覧ください。

(2)につきましても、タイトルを具体化してはとの指摘を踏まえつつ、現在、諮問、検討しております北九州市生物多様性戦略の表現に合わせて、自然を活用した多様な課題の解決と修正しました。(3)につきましても、自然が市民に直接癒やしや潤いを与える存在であることから、ウエルビーイングと関連づけて記載しました。

11ページを御覧ください。

政策目標のⅣは、指標の累計をいつからの累計か記載するとともに、基本施策の表題を一部分かりやすく修正しました。

計画本編の修正内容については以上ですが、循環経済、サーキュラーエコノミー、ウエルビーイングなど言葉が難しいとの御指摘もいただいておりますので、12ページに本文中の注釈をまとめて記載しております。

13ページ以降は、参考といたしまして、審議会での主な意見ですとか審議会で配付したその他の資料を整理しております。以上で報告を終わります。

**○委員長（富士川厚子君）** 再生可能エネルギー導入推進課長。

**○再生可能エネルギー導入推進課長** 北九州市生物多様性戦略の改定について御説明いたします。

緑色の資料、スライド2、北九州市生物多様性戦略の経緯を御覧ください。

本市では、平成17年に政令市で初めて自然環境保全に関する基本計画を策定し、その後、平成22年に北九州市生物多様性戦略、平成28年には現行の第2次戦略を策定しました。現行の戦略期間が令和6年度までになりますので、今回、戦略の改定について4月22日に環境審議会に諮問しております。環境審議会や本委員会の審議を経て、今年度中の改定を目指したいと考えてございます。

次のページの上段、スライド3、第2次北九州市生物多様性戦略（現行戦略）の構成を御覧ください。

現行戦略の基本理念としては、都市と自然との共生を掲げており、これを実現するため、5つの基本目標と12の方向性、60の基本施策から構成されます。

下の段、スライド4を御覧ください。

現行戦略に基づく主な取組をまとめたものです。例えば、カブトガニなどの希少種や自然環境の保全活動に取り組む団体への支援や、環境学習等に取り組んでおります。

次のページのスライド5を御覧ください。

こちらは、昨年11月の本委員会で御報告した現行戦略の進捗報告資料から抜粋したものです。60の基本施策は、ほぼ全て取組を実施しております。また、市民参加型施策への新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、おおむね順調に目標値に向かって進捗しております。

スライド6を御覧ください。

生物多様性に関する国内外の動向としては、2022年のC O P 15において、昆明・モンリオール生物多様性枠組みが採択され、この中でネイチャーポジティブや30 b y 30目標が掲げられました。これを踏まえ、2023年に新たな国家戦略が策定されました。この国家戦略を踏まえ、直近の動きとしては、4月12日にはネイチャーポジティブを促進する法律が成立し、また、3月には環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名でネイチャーポジティブ経済移行戦略が公表されるなど、生物多様性に関する動きが国内外で活発になってございます。

次のページのスライド7を御覧ください。

新国家戦略では5つの基本目標を立て、2030年に向けた目標としてネイチャーポジティブの実現、そして、2050年ビジョンとして自然と共生する社会を掲げております。

スライド8を御覧ください。

改めまして、ネイチャーポジティブについて御説明いたします。C O P 15の2030年ミッションとして、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急行動を取ることが掲げられまして、これがいわゆるネイチャーポジティブでございます。また、いわゆる自然保護だけではなく、自然資本に立脚したG D Pを超えた豊かな社会を構築することもネイチャーポジティブの概念に含まれていると考えております。

次のページのスライド9を御覧ください。

30 b y 30目標とは、2030年までに陸と海の30%の保全を目指す世界目標でございます。この目標には、O E C M、つまり従来の保護地域以外の、例えば企業の林や神社の森など、これまで自主的に自然が守られてきたエリアも含まれます。環境省では、日本のO E C Mを自然共生サイトとして認定する制度を運用してございます。

スライド10から12につきましては、本市の生物多様性の保全が図られている例を御紹介してございます。響灘ビオトープや曾根干潟、平尾台など、本市には生物多様性が豊かな象徴的な自然がございます。また、ほかにも、例えば豊前一粒かきであるとか合馬のタケノコであるとか、門司港レトロや皿倉山といった景勝地なども豊かな自然の恵みでございまして、こうした北九州市という大都市で、かつ工業都市でありながらこれだけ多くの豊かな自然が近くにあることは、北九州市の大きな特徴であると考えてございます。

次のページのスライド13を御覧ください。

以上を踏まえまして、次期戦略の枠組み案をまとめました。まず、市が目指す姿として、生物多様性の確保が世界的な潮流として求められている中で、自然を適切に保全、利用、情報発信することで、市民に自然を楽しんでもらうとともに都市ブランドの向上を図り、市の発展につなげていくものとしたと考えております。基本的な枠組みとしては、基本理念は現行戦略の理念を継承し、都市と自然との共生としたと考えております。基本目標や主な指標、戦略期間につきましては、改定中の環境基本計画と合わせる形で設定したいと考えてございます。

スライド14を御覧ください。

4月22日に行われた環境審議会に諮問した際、委員の皆様からいただいた主な御意見、御要望についてまとめてございます。いただいた御意見、御要望を参考に、戦略の内容について今後検討していきたいと考えてございます。

最後に、スライド15を御覧ください。

今後のスケジュール案でございます。本日審議いただいた後は、骨子案や数値目標案、パブリックコメント案を御審議いただき、年度内の環境審議会による答申を経て策定したいと想定してございます。以上で御説明を終わります。

**○委員長（富士川厚子君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて、4月22日に開催されました環境審議会での内容について報告いたします。

1、審議内容についてです。3ページの上段を御覧ください。

今回の審議会では、2月9日に諮問いたしました4つのテーマのうち、1、事業所に対する啓発、指導、2、工場等での受入れ体制、指導の在り方について御審議いただきました。

まず初めに、本市が令和2年に実施いたしました事業者アンケートの結果を報告いたしました。アンケートを通じて、事業者の4割程度がリサイクルについてあまり関心を抱いていない状況、人手不足や保管場所不足などを理由にリサイクルに取り組めていないという事業者が一定数存在していることが分かりました。

5ページ上段を御覧ください。

このような状況を踏まえ、これまで本市では集中的な事業所への訪問を行い、事業者向けの講習会の実施や事業系ごみに関する周知を行ってまいりました。このような取組を行ってまいりましたが、ごみの減量化の成果が見えづらく、アンケート結果からも事業者の方への周知、啓発が十分でないという認識でございます。

6ページの下段を御覧ください。

そこで、本市としましては、事業所に対する啓発、指導としまして、他都市の成功事例に倣い、3つの対応策について御審議いただきました。1つ目が、業種別の事業所訪問、伴走支援です。これまでも事業所訪問は行ってまいりましたが、事業所の排出状況を詳しく知るため、ごみの組成調査や直接の聞き取り調査などを行い、改善策を提案して継続的な支援を考えております。2つ目は、ニーズに応じた業種別の情報発信です。1つ目の対応策で把握、分析した結果を、同業種の事業者へ改善策として周知してまいります。3つ目に、減量リサイクルの方策の提供です。アンケートの回答に、リサイクルしたいが方法やリサイクラーが分からないという声がありましたので、訪問、聞き取り調査に基づき、必要な情報を提供してまいります。

7ページを御覧ください。

続きまして、2つ目の審議テーマである工場等への受入れ体制、指導の在り方についてです。これまでの取組として、焼却工場に搬入する前の搬入指導と、搬入車両の展開検査等を行ってまいりました。

8ページでは、焼却工場に持ち込まれる事業系ごみの状況、搬入指導の内容を紹介し、現状としてリサイクルできる紙類が多く含まれていることや、市外からのごみが持ち込まれている可能性について説明いたしました。この問題につきましても、ごみの搬入に関して厳しい搬入物の検査を実施している他都市の例を紹介した上で、これらの本市における3つの対応策を御審議いただきました。

9 ページを御覧ください。

対応策の1つ目が、直接搬入ごみを事前検査できる環境整備です。これまでも搬入前検査を行っていましたが、十分な頻度ではございませんでしたので、今後は回数を増やし、検査を強化してまいります。2つ目の対応策が、各工場での常時検査できる環境整備です。回数を増やし、搬入後の展開検査を強化しながら、効果的な検査を検討してまいります。

10ページを御覧ください。

3つ目の対応策が、排出事業者やごみの状況が分かる仕組みづくりです。一例として、記名式の事業系ごみ袋を導入し、排出した事業者が分かるようにするなど、排出者の処理責任の意識強化を図る対策などを考えております。これらの対策につきましては、行政だけでなく、実際に事業者へヒアリングを行いながら協力、連携を進めていく必要があると考えております。

残りの2つの審議テーマであります3、手数料の在り方、4、リサイクルのさらなる促進につきましては、次回の環境審議会でご審議いただく予定です。

資料1ページにお戻りください。

後段の環境審議会の委員の主な御意見ですが、資源ごみを分別することで経費が軽減できる仕組みを丁寧に説明してほしい。市外から持ち込まれるごみについては指導、啓発を徹底してほしいなどといった御意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、次回、再び審議を進めてまいります。以上で報告を終わります。

**○委員長（富士川厚子君）** 環境監視課長。

**○環境監視課長** 本年4月より施行された気候変動適応法の改正に伴う北九州市の対応について御報告いたします。

お手元の資料、スライド右下に番号を振ってございます。番号に沿って御説明いたします。

スライド2、地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇を御覧ください。

地球温暖化の進行に伴い、国内における年平均気温は100年当たり1.35度Cの割合で上昇しており、1898年の統計開始以降、年平均気温の上昇が続いております。特に昨年は、年平均気温が統計開始以降、最も高い一年となりました。

次のページの上段、スライド3、国内の熱中症死亡者の推移を御覧ください。

国内の熱中症死亡者の5年移動平均は直近約30年間で急激な増加基調にあり、近年の死亡者数は年間1,000人を超える高い水準となっております。

スライド4、気候変動適応法の改正概要を御覧ください。

こうした状況を受け、昨年5月に熱中症対策の強化策を盛り込んだ改正気候変動適応法が公布され、本年4月より施行されました。ポイントは主に4点です。1つ目は、熱中症特別警戒情報の新設と市民への周知です。熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じ

るおそれがある場合に環境省から発表されるものであり、発表時には市が市民に周知を行うことが法律上、義務づけられます。都道府県内全ての暑さ指数情報提供地点で翌日の暑さ指数が35に達すると予測される場合に、環境省が前日14時に都道府県単位の情報を発表します。なお、これまで国内でこの条件を満たしたことはございません。2つ目は、指定暑熱避難施設の指定と開放です。熱中症特別警戒情報の対象日に暑さをしのぐ場所として市民に開放する施設である、指定暑熱避難施設の指定等の制度が新たに創設されました。これは法律上、できる規定となります。3つ目は、熱中症対策普及団体の指定です。熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を市が指定するもので、これも法律上、できる規定となります。最後、4つ目は、庁内連携体制の整備です。これについては法律上の規定はございませんが、熱中症対策は多くの関係部署にまたがるため、各部局の役割を明確にし、庁内の連携、協力体制を整備することが重要とされています。

次のページ上段、スライド5、本市の熱中症被害等の状況を御覧ください。

熱中症による死者数は全国でおおむね毎年1,000人を超えており、その8割以上が65歳以上の高齢者となっております。そのうち、本市の死者数は毎年4名程度となっております。人口割合からすると、全国より低いレベルで推移してございます。また、県内に12地点ある暑さ指数情報提供地点において、直近5年間に一度でも熱中症特別警戒情報の発表条件となる暑さ指数35に達したことがあるのは5地点にとどまっております。なお、この12地点の全てで暑さ指数の予測値が35に達する場合に、福岡県に熱中症特別警戒情報が発表されます。

スライド6を御覧ください。

熱中症特別警戒情報が福岡県に発表された場合には、市の公式SNS、dボタン広報誌等の情報発信ツールの活用や報道機関を通じた周知を行うとともに、各局から所管する団体、施設等に個別に周知することで、庁内横断的な体制で迅速かつきめ細やかに情報発信を行います。さらには、北九州市独自の取組として、福岡県に熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、市内唯一の暑さ指数情報提供地点である八幡において暑さ指数の予測値が35以上となる場合に、熱中症特別警戒情報の発表時と同様に迅速かつ的確に市民への情報発信等を行い、市民の熱中症被害の抑制を図ります。なお、市民からの問合せにつきましても、各局、区で役割を明確にし、適時適切に対応することで市民の不安の払拭に努めます。

次のページ上段、スライド7を御覧ください。

情報発信に際しまして、まずは不要不急の外出を避け、昼夜を問わずエアコンを使用するなど暑さ対策に万全を期していただくなど、市民の皆様が御自身の命を守るために必要な熱中症予防行動が取れるよう、自発的な行動変容を促すためのメッセージを併せて発信します。

スライド8を御覧ください。

熱中症特別警戒情報の対象日に、暑さをしのぐ場所として市民に開放する施設である指定暑熱避難施設については、市民からのなじみの深さやアクセス面、受入れスペースなどを総合的に勘案して、まずは市民センターと市立図書館を指定しました。熱中症特別警戒情報が発表された場合は、これらの施設を中心に、それ以外の公共施設も含めて広く避難者の受入れを行う予定であり、市民の皆様が暑さから身を守る方法を十分に提供できるよう努めたいと考えてございます。さらに、八幡において暑さ指数の予測値が35以上となる場合にも、熱中症特別警戒情報が発表された場合と同様に施設を市民に開放します。

次のページのスライド9を御覧ください。

最後に、庁内連携体制の整備についてです。熱中症対策は、一部の部局のみならず、多くの部局が連携し、役割分担を明確にして取り組むことが重要であるため、今般の法改正を契機として新たに庁内横断的な組織である北九州市熱中症対策推進連絡会議を設置し、今月16日に第1回の関係課長会議を開催し、法改正の概要や本市の対応方針等について関係者間で情報共有を行いました。このように関係部局が緊密に連携し、庁内一丸となり、改正法に的確に対応していくことで、市民の熱中症被害の抑制に努めていきたいと考えてございます。なお、同様の内容について、明日23日の武内市長定例記者会見において報道発表を行う予定ですので、併せてお知らせします。報告は以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今の熱中症の問題から伺いたいと思います。

1,000人を超える人が亡くなってということで、一昨年ですかね、東京で亡くなった人は206人と聞いているんですけど、その中で屋内で亡くなった人が194人、その9割がエアコンを使用していないと。エアコンを使用していないとか持っていなかったとかということですね。エアコンの使用というのが命綱になっているということが浮き彫りになったわけですけども、今回の北九州市の法改正への対応の中にも、エアコンを使ってくださいということは書かれているんですけども、物価高騰で電気代を気にしてエアコンの使用を控えた人がたくさんいると。昨年、政府が電気料金の大幅値上げを了承して、このままではこれ以上にまた使用を我慢する人が出てくるんじゃないかと思われるので、政府と電力会社には国民に重い負担を強いる姿勢を直ちに改めて、値上げの撤回、国民負担の軽減を検討するように、本市は早急に国や電力会社に要請をすべきだということを指摘したいと思います。

それと、報告の中に、大阪の生活と健康を守る会、生健会の実態調査で、電気代が怖くてエアコンを一回も使わなかった、食費を削ったなどの深刻な声が寄せられていますと。

ですから、低所得者への電気代の援助、生活保護世帯への夏季加算、そして経済的理由でエアコンが買えない人への自治体による支援、エアコン購入の設置費用の助成対象を拡大することが急がれます。そして、学校体育館とかは災害時の避難所として使われる点も重要なので、学校体育館へのエアコンの設置の早急な対応ですね。また、独り暮らしや寝たきりの人、認知症の人を見守る取組が大切だと。熱中症対策を強める法改正が行われて、自治体が公民館や図書館など指定の避難施設、クーリングシェルターを開放するということも明記されているんですけど、この施設の実効性をしっかりと見ていただきたいと思います。

そして、熱中症対策で言われていますけれども、環境基本計画にも通じるところなんですけど、こういうふうに気候変動が激しいわけですね。この対策、今のところ北九州市が2030年までに47%という計画が立っているんですけど、2035年には60%ぐらい削減しないといけないと。そういう先のことも見据えたときに、今の到達点が物すごく低いので、さらに高い水準を、温室効果ガスの削減目標を北九州市独自でも高く設定していくことが求められると思います。そこも指摘をしておきたいと思います。

事業者のごみの削減について、北九州市循環型社会形成推進基本計画24ページの3章の基本理念と目標のところなんですけど、各主体に期待される役割と連携というところがあって、事業者の役割に、排出者処理責任や拡大生産者責任も踏まえて廃棄物の適正な循環的利用や処分、そして消費者との情報ネットワークの構築、情報公開などにより一層推進するとありますけれども、今回の事業者のごみなんですけど、それに該当するような場所というのはどこにあるのか教えてもらえますか。

**○委員長（富士川厚子君）** 最初の熱中症の件は要望でいいですか。出口委員。

**○委員（出口成信君）** はい。指摘と要望で構いません。

**○委員長（富士川厚子君）** それでは答弁をお願いします。循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 拡大生産者責任についてですが、今回の事業系ごみ対策につきましては、第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、事業系ごみ対策を進めております。その中で今回、事業者については排出責任があるということで、委員がおっしゃいましたように、計画の中にも排出事業者の指導等というところで排出事業者の役割を定めております。それに基づき、排出者責任というところで進めていきたいと考えております。具体的には、現在私どもでは、容器包装プラスチックなどにつきましてはメーカー側に処理責任が求められており、メーカー側で処理、また発生抑制などを進めているところです。その中で、本市としましては、全国都市清掃会議や大都市清掃事業協議会においても、国に対して拡大生産者責任についても広く要望していくつもりであります。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** ドイツなんかは、拡大生産者責任で、排出者がリサイクルとかごみ

は収集するということの責任を100%課されているわけですね。そういうことによってごみも減らす努力がどんどん進むわけで、リサイクルもさらに進むということなんですね。私もいろいろな自治体を調べているわけではないんですけど、例えば柏市なんかは、拡大生産者責任に係る発生抑制の取組とって、どういうことをしたらいいか、いろいろな事業者を対象にやり方なんかもホームページで紹介もしているんですね。そういうことも含めてやっていただきたいと。確実に拡大生産者責任という言葉がないと、循環社会推進計画の中にはあるんですけども、それもほんの少し、ちらっとあるだけなんですね。物すごく大きな問題だと思imasるので、そのことをきちんと明記して、ホームページでも皆さんに説明して、そういうことを進めていただきたいと思imas。これも要望として、終わります。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにありませんか。森本委員。

**○委員（森本由美君）** 環境審議会の委員はこの委員会からも4名いますけど、私は入っていないので初歩的な質問もあるかもしれませんが、市民の立場ということで御説明をいただけたらと思imas。

今、環境問題というか、温暖化とか脱炭素とかが世界的な問題になっているんですが、日本ではなかなかそういう機運が、一部のオタク的というか、分かっている方の市民運動はすごく盛んだと思imasんですが、一般的な関心事でなかなか会話に出てこない。暑くなったら、例えば熱中症とかそういったものは出てくると思imasんですが、やはり自分に関わるということ、委員の方も言われていましたけど、分かりやすい説明ということでは、私も以前申し上げたと思imasんですけど、こうなるとこうなりますよというのを、例えば漫画とか、分かりやすく全体を体系的に説明したものというのがあったらいいかなと思imas。そういうのを既に作っているんだしたら教えていただきたいと思imasし、なければ、動画でもアニメでも何でもいいので作っていただけると、全体をまず押さえて、その視点を正しく理解してやるということが必要ではないかなと思imas。例えば学校教育でも何か連携されているのかということ、現在の取組と、今後そういった話も、予算的にもそういうこともされるのかということをお聞きしたいと思imas。

もう一つなんですけれども、ウエルビーイングとの関わりで、私は自分も当事者ではありますが、化学物質過敏症について、市民の方からもいろんな陳情、要望が出ておりますし、この中にも10ページと27ページに化学物質や有害物質の適正管理、適正処理というところがあるんですけれども、それが人との関わりというところで何か書かれているのか。保健福祉局では被害があったときのことでは書かれているんですけど、環境局ではそういった関わりというのあまり見えていないので、そういった視点はあるのかどうかお聞かせいただければと思imas。

それと、あまり分からないんで教えていただきたいんですが、生物多様性戦略のところ

でネイチャーポジティブと30 by 30、OECMというのが書かれているんですけど、OECMというのをもうちょっと詳しく教えてください。

事業系ごみの関係なんですけれども、これは大企業とかある一定の資本がある企業だと取組ができると思うんですけども、自転車操業の零細企業とかそういったところはやはり余裕がないので、行政の支援というのが必要だと思うんですが、対策としては実際に行って啓発をするということだけになるんでしょうか。何かもうちょっと、いつも手元に置いて見れるようなブックレットみたいのがあってもいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

それと最後に、気候変動適応法の改正というところで、これは県全体の暑さ指数が35以上になったときに前日の14時に熱中症特別警戒が発表されるということなんですけど、じゃ、前日の14時に発表されて、それで、例えばですけど、次の日、学校で校外学習があるとかが体育祭の練習をしたりとか、そういうふうに決まっているものがありますけれども、こういうのが出たときには学校などもそここのところはやめさせるとか、そういったことまで考えて出すのか。警報を出したのはいいけれども、実際その現場で判断するということになるのか。その辺がちょっと、命に関わることなので、どういう仕組みになるのかということをお聞かせいただければと思います。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 環境学習課長。

**○環境学習課長** 今、委員からいただいた御質問のうち、環境に関わる、気候変動も含めてですね、情報発信、広報の件、それともう一つ、学校等と連携しているのかどうかという点をお答えしたいと思います。

まず、広報につきましてですけども、市政だよりの活用、もしくはていたんツイッターとか、そういったデジタル媒体の活用で積極的にこれからも発信していきたいと思っております。特に、市政だよりにつきましては、昨年10月でもプラスチック資源一括回収であるとか、今年の6月も3Rの特集を組むとか、そういった予定もしておりますし、そういった大特集以外に、定期的にとりか、刃物やスプレー缶が危ないよとか、ごみ袋へ混入したら危ないよとかという注意喚起であるとか、粗大ごみの受付センターの連絡先が変わりましたとか、市民生活に直結するような情報発信も適宜行っております。また、ごみ焼却工場とかの休止の期間とか、そういった期間が限定されているような情報がございませう。そういったものにつきましてはdボタン広報誌等も活用しております。それと、先ほど若干申し上げましたSNSの活用です。ていたんX、以前のツイッターなんですけれども、そこにおきまして、プラスチックの資源一括回収であるとか小型電子機器の回収であるとか光化学スモッグの注意喚起であるとか、そういった市民生活に直結するような環境情報については積極的に発信をしているところでございませう。それと、市のLINEの公式アカウントがございませう。そちらでは、ごみやリサイクルに関する専用のメニュー

ボタンも設定しておりまして、そこでごみの分別の検索とか資源回収ボックスの場所検索とかができるような形を取っております。そういった取組により、今後とも積極的に、委員がおっしゃったような市民啓発に係るような情報は発信していきたいと考えています。

それと、学校との連携とか、本市の未来を担う子供たちに特にどういったアプローチをしているかというのを若干紹介させていただきます。まず、環境ミュージアムで小学校のアクティブラーニングを受け入れているということと、あと、夏休み企画とか、子供向けの環境教育につながるようなイベントを積極的にやっているということがまず一つございます。あと、環境首都検定がございまして、これも小学校単位で、今はウェブ受検という形でタブレットを使って多くの子供たち、児童たちに受検していただいているということがございます。それと、令和6年度の新たな事業なんですけれども、理系教育みたいなのも含めて、将来環境に関係する仕事に就きたいなというような子供を増やすという一環で、あるアイデアコンクールを今企画している最中でございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 総務課長。

**○総務課長** ウェルビーイングが環境とどういう関係になっているかといったところを少し御説明させていただきたいと思います。

ウェルビーイングは、資料の12ページにも注釈で書いておりますが、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、高い生活の質にあることで、環境政策の究極の目標と記されております。例えば北九州市でいえば豊かな自然がありますし、そういったものを大切にしたりすることによって、安らぐ町とか、そういった実現につながっていく。まさに、環境基本計画の理念にございまして、環境的側面、経済的側面、社会的側面、そういった3つを充実させることによってウェルビーイングな状態をつくり出すと。そういった環境とのつながりがあるのかなと考えております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 再生可能エネルギー導入推進課長。

**○再生可能エネルギー導入推進課長** 委員から御質問があった生物多様性に関する言葉のOECMとは何かについて御説明させていただきます。

OECM、分かりづらい概念ではございますけれども、英語でいうと、アザー・エフェクティブ・エリアベースド・カンサベーション・メジャーズの略になっていまして、分かりづらいものになってございます。端的に申しますと、国立公園などの従来法律で保護すると決められていた地域以外で、自然保全が地元の方たちによって自主的に守られているエリアのことをOECMと呼んでございます。代表的な例でいうと、北九州市の響灘ビオトープ、これは法律上の何らかの保護区域としては指定されていませんが、北九州市独自で保全活動をしているものとしてOECMとして登録されてございます。そういった形で、例えば企業が有している林、それが、企業が自主的に地域貢献のために保全活動をしていましたとか、蛍の保護の活動をしていましたとか、そういった、従来の法律上守られると

される保護地域以外の自然保全地域と理解いただければと思います。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 零細企業における事業系ごみ対策についての御質問ですが、こちらは6ページの下段に、事業所に対する啓発、指導ということで、業種別の事業所訪問ということで対応策を書かせていただいております。これまでも事業所の訪問は行っていました。それぞれの事業所に適した指導というよりは一般的な指導という形になっておりましたので、今後は業種別、例えばオフィスなどにおきましては生ごみの減量などよりは紙のリサイクルなどにつきまして、リサイクルの方法や処理業者などの説明などを行い、一緒に伴走支援できるような形で今後支援していきたいと思っております。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 環境監視課長。

**○環境監視課長** 化学物質管理の件と小学校の熱中症対策について御説明させていただきます。

まず、化学物質管理についてですが、北九州市では従来から事業者に対して、化学物質の管理及び排出等のP R T R届出というものをさせていただいております。加えて、化学物質の取扱い等に係る環境保全セミナー等も開催して啓発に取り組んでございます。今後も、事業者に対して適切な管理、使用、廃棄等を促していきたいと考えてございます。

続きまして、熱中症についてですが、小・中学校、教育委員会では独自に北九州市学校における熱中症対策ガイドラインを策定してございます。これまでも、暑さ指数を測定した結果に基づいて活動の可否や内容を各学校、幼稚園で判断することや、熱中症発症時の対応等について、ガイドラインを基に適切に実施するよう周知徹底を図ってきております。前日午後の国による特別警戒アラートの発表を受け、速やかに各校に対して情報提供を行い、その上で、対象日にはガイドラインに基づき、活動、イベントの中止、体育や部活動などの運動を伴う活動の中止、校内外問わず屋外を避けて涼しい室内で過ごすこと等を各校で徹底するように周知していくと伺ってございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。熱中症についてからなんですけど、ガイドラインがあるんで、以前からそういったことはされていたということですよ。今度新しく始まる、熱中症特別警戒の発表が始まって何が変わるということは特になんていっていいんですかね。もっと強制力があるのかなと思ったんですけども。

**○委員長（富士川厚子君）** 環境監視課長。

**○環境監視課長** 従来からも暑さ指数による対策を行ってきているんですけど、今回、35という特別警戒アラートというものが位置づけられたことにより、これまでの周知に加え、さらに強い発信をしていくところを伺っております。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

○委員（森本由美君）具体的にここが変わるということは、これから多分考えていくんじゃないかなと思うんですけど、そういったことは検討されるんですか。されないといけないかなと思ったので、お聞きしたんですけど。

○委員長（富士川厚子君）環境監視課長。

○環境監視課長 具体的に、これまで33でも基本的に外での活動は中止というか、原則中止であったりやめるといような判断を下されていますので、今回35という値が設定されたことによって特別新しい何かをやるということは現時点では想定しておられない、情報をさらに強く発信するとは伺ってございます。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）例えば、ハザードンでしたっけ、そんなのでアラームが鳴るのもいいかなと思うんで、知らせる努力というのはいろいろ考えられるのかなと思っています。それは今後また検討していただければと思うんですけど、やっぱり何か、特に高齢者の方ってなかなか変化に対応できないというか、感じ取れないみたいなので、水をすごく飲むとか、対策が遅れるんじゃないかなというのを、あとお子さんとかですね、心配していますので、そののところは何か考えていただければと思います。

事業系ごみのリサイクルのお話で、それぞれに合わせて一般的な指導をするということなんですけど、実際、大きいところはちゃんとしないと企業の責任という意識もあると思うんですけど、小さいところは、特に手厚くというのはないんですかね。一般的に一緒にという、大きいところも小さいところもということなんですかね。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 そうですね。それぞれの事業所の事情というのがあると思いますので、そこは聞き取り調査を行いながらということで、実際にごみを減量することによって処理経費が軽減されるということもありますので、そこはそれぞれの事業所の状況に適切した内容を指導していきたいと思っております。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）忙しい中で時間を割いて、経費も多少割いてやるということもあるんで、インセンティブとかが何か考えられないかなと思いました。例えば、先ほどお聞きしたOECMにしても、OECMの設定をしてメリットがあるからどんどん推進できるのか、インセンティブというのとは何か考えられるんですか。今あるものをただ指定するだけじゃあまり意味がないかなと思ったんですけど。

○委員長（富士川厚子君）再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 OECMの設定のメリットにつきましては様々考えられます。まずは見える化といいますか、これまでの取組が世界的な基準で認められたということが一つあると思います。また、今後は各企業が生物多様性の保全に取り組んでい

くような時代に入ってきてございます。そういったときに、OECMの取組をしているという企業は、例えば株主とか投資家とかといった関係者から評価されるというような経済状況にもなってきてございますので、徐々にそういったメリットの形が仕組みとして今後整備されるだろうと考えてございます。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。私も市民として、お恥ずかしい話ではありますが、ここの委員会の委員でなければ、こういったことに関心を持つこともあまりなかったのかなと思います。自分も市民として勉強させていただいているんですけども、いろんな情報を知ると、やらなきゃいけないというモチベーションアップになるので、そのところを、計画改定はもちろん大事だと思うんですけども、意識のところ働きかけるということで、自分の自戒も含めて積極的にやっていただければなということをお願いして、終わりたいと思います。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。

副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** すいません、1点だけお伺いします。

気候変動の分で、スライドの5の熱中症被害の状況ということで、上のほうの四角に、昨年も6名亡くなっているんですけど、本市の死者数は毎年4名程度で、人口割合で比較すると低い水準にあるということが書いています。この低い水準というのがCO<sub>2</sub>の排出量とかだったら分かるんですけど、人が亡くなっているというところに低い水準という言葉は合っているのかなって思いました。熱中症で市としては何人か亡くなるのは仕方ないよねというふうにも捉えられるかなと思うし、これはやっぱりゼロを目指して様々な対策をしていくべきじゃないかなと思うんですけど、その見解を教えてください。それと、その次のページのところに、市民センターとか図書館とかが指定で避難できるということで書かれていますが、これ公共施設で区役所とかも開放して、図書館だったら椅子とかあると思うんですけど、市民センターでも部屋を準備するのか、ただ入ってきていいですよだけなのか。熱中症だったら水分取りなさいって言うけど、自動販売機とか、水分欲しいときにそこまで今度市民センターの方が対応しないと、本当命からがらで入ってこられた方の対応とか、具体的にこれどういうふうに対応していくのか。もし決まっていたら、教えていただけたらと思います。以上です。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 環境監視課長。

**○環境監視課長** 熱中症被害者の状況についてですけど、確かに死者が6名と。これ全国の人口比に比べて低いという表現なんですけど、やはり6名亡くなっている中で少ないと

いう表現は改めたいと考えてございます。

続きまして、クーリングシェルターにつきましてですが、基本、熱中症対応については自助を基本とすると。できるだけ不要不急の外出を避け、自宅で涼しい環境、エアコンを使って静かに過ごしてくださいというのが基本なんですけど、それができない方についてはクーリングシェルターにお越しいただくと。普及、啓発した上で、センターの職員が対応するというのではなくて、事前に啓発を行うことによってお水の持参とか、水分を補給していただくというのは自分でやっていただいた上でお越しいただくというのが基本と考えてございます。また、クーリングシェルターについては、今後、特別警戒情報の発表の状況を踏まえて適宜見直しを図っていきたいと考えてございます。以上でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました。市の消防局のホームページ見たら、今週17日、18日でも2人ぐらい熱中症で搬送、市でも4人搬送されているという数字が出ていて、これから今年一番暑いと言われる中で、避難されるけど、せっかく開放したのに、ちゃんと水は持ってきてくださいとかそこまで言わないと、またそこでトラブルとか何かあったときに市民センターの方も責任を負えない部分もあると思います。入っていいけど、ずっと立って何もすることがないっていうのも、座れる場所とか、そういう部分も考えないといけないのかなと思ったら、結構これ、ありがたいけど、受け入れる側は責任が重いのかなとも思いましたんで、またちょっとそこ検討していただけたらなと思います。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** 今回、所管事務の調査の中の環境基本計画で、その中で生物多様性、事業系ごみ、気象変動適応とかという温暖化、この部分で私も感じることは、私もずっと環境水道委員として勉強させていただいておりますが、本当にこれから北九州市にとっても環境というテーマは非常に重要なものです。これはやっぱり私たち北九州市だからこそできる、ほかの他都市ではまだ環境といってもなかなかできない部分を、17都市連携でも一緒になって共有もしていくときに、やはり北九州市はトップライダーとならなければいけない分野であると思います。そして、今一生懸命若松区では環境ビジネスの創出として洋上風力、そしてまたさらに、電気自動車を他都市がどんどんやっている中で水素を一生懸命本市は頑張ってきました。でも、水素というものがやっぱり見直しをされて、北九州市が今まで地道に水素もやってきたことというのは僕は間違いなかったことだと思います。そういったもので、これからまた局長も替わられて、一丸となって環境の施策にどんどん挑戦をしていただきたいと思います。部長、課長、そしてまた係長、そしてまた全ての環境局に関連する職員の皆さんが、北九州市は環境なんやっていうものに新たにど

んどん挑戦していただけるような働く環境をつくっていただきたいなと思います。私も環境水道の委員の一員として応援をしていきたいと思っておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと要望して、終わらせていただきます。頑張ってください。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。

ほかになれば、以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会します。

---

環境水道委員会	委員長	富士川 厚子	㊟
	副委員長	河 田 圭一郎	㊟